

議案第15号

大府市産業立地促進条例の一部改正について

大府市産業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月24日提出

大府市長 岡村 秀人

大府市産業立地促進条例の一部を改正する条例

大府市産業立地促進条例（平成17年大府市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) みなし大企業 中小企業者であつて、次に掲げるいずれかに該当する企業をいう。</u></p> <p><u>ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している企業</u></p> <p><u>イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業</u></p> <p><u>ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p>

改正後	改正前
<p><u>を占めている企業</u></p> <p><u>エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでのいずれかに該当する者が所有している企業</u></p> <p><u>オ アからウまでのいずれかに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている企業</u></p> <p><u>(11) 大企業 中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体及び産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。</u></p> <p><u>(12)・(13) 略</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市長は、前項の奨励措置のいずれかを受ける事業者に対し、予算の範囲内において、<u>ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金を交付することが</u></p>	<p>(10)・(11) 略</p> <p><u>(12) 雇用基準日 立地する工場等が操業を開始した日（以下「操業日」という。）から起算して1年を経過した日をいう。</u></p> <p><u>(13) 新規常用雇用従業員 常用の従業員のうち、操業日の6か月前から引き続き市内に住所を有する者で、操業日の6か月前から雇用基準日の前日までに新たに雇用されたものをいう。</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市長は、前項の奨励措置のいずれかを受ける事業者に対し、予算の範囲内において、<u>次に掲げる奨励措置を講ずることができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>できる。</p> <p>(対象事業者)</p> <p>第4条 前条第1項第1号に規定する奨励措置を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>良好な雇用環境の整備に努めること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 前条第1項第2号に規定する奨励措置を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前項第1号及び第3号から第5号までに規定する要件に該当すること。</u></p> <p>(工場等立地促進奨励金の交付)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 工場等立地促進奨励金の額は、<u>立地する工場等が操業を開始した日以後</u>に当該工場等に係る固定資産税を最初に課することとなった年度(以下</p>	<p>(1) <u>工場等緑化促進奨励金の交付</u></p> <p>(2) <u>透水性舗装等促進奨励金の交付</u></p> <p>(3) <u>雇用促進奨励金の交付</u></p> <p>(4) <u>ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金の交付</u></p> <p>(対象事業者)</p> <p>第4条 前条第1項第1号に規定する奨励措置を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 前条第1項第2号に規定する奨励措置を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前項第1号、第3号及び第4号に規定する要件に該当すること。</u></p> <p>(工場等立地促進奨励金の交付)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 工場等立地促進奨励金の額は、<u>操業日以後</u>に当該工場等に係る固定資産税を最初に課することとなった年度(以下「課税初年度」という。)から</p>

改正後	改正前
<p>「課税初年度」という。)から3年間における各年度の固定資産税に相当する額とする。</p>	<p>3年間における各年度の固定資産税に相当する額とする。</p>
<p>3 略 (高度先端産業立地促進奨励金の交付)</p>	<p>3 略 (高度先端産業立地促進奨励金の交付)</p>
<p>第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれにも該当するときは、高度先端産業立地促進奨励金を交付する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 立地する工場等における<u>常用の従業員が5人以上増加すること。</u></p>	<p>第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれにも該当するときは、高度先端産業立地促進奨励金を交付する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 立地する工場等に新たに常用の従業員を5人以上雇用していること。</p>
<p>2 高度先端産業立地促進奨励金の額は、課税初年度の固定資産税に相当する額に3を乗じた額又は当該工場等の立地に係る固定資産取得費用の10パーセント(みなし大企業は、8パーセント)に相当する額のいずれか低い額とする。ただし、10億円を限度とする。</p>	<p>2 高度先端産業立地促進奨励金の額は、課税初年度の固定資産税に相当する額に3を乗じた額又は当該工場等の立地に係る固定資産取得費用の10パーセントに相当する額のいずれか低い額とする。ただし、10億円を限度とする。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略 <u>(工場等緑化促進奨励金の交付)</u></p>
<p><u>第9条 削除</u></p>	<p><u>第9条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれにも該当するときは、工場等緑化促進奨励金を交付する。ただし、当該工場等が工場立地法(昭和34年法律第24号)の届出を要する場合を除く。</u></p> <p><u>(1) 操業日までに工場等の敷地面積の10パーセント以上の面積を緑地として整備していること。</u></p>

改正後	改正前
<p>第10条 削除</p>	<p>(2) <u>規則で定める基準を満たしていること。</u></p> <p>(3) <u>規則で定める補助を受けていないこと。</u></p> <p>2 <u>工場等緑化促進奨励金の額は、前項第1号の緑地のうち、敷地の境界から連続して配置されている緑地の整備に要した額又は規則で定める基準額のいずれか低い額の2分の1とする。ただし、200万円を限度とする。</u></p> <p><u>(透水性舗装等促進奨励金の交付)</u></p> <p>第10条 <u>市長は、指定事業者が次の各号のいずれにも該当するときは、透水性舗装等促進奨励金を交付する。</u></p> <p>(1) <u>操業日までに透水性舗装その他の規則で定める設備（以下「透水性舗装等」という。）を設置していること。</u></p> <p>(2) <u>規則で定める補助を受けていないこと。</u></p> <p>2 <u>透水性舗装等促進奨励金の額は、当該透水性舗装等の整備に要した額の2分の1とする。ただし、200万円を限度とする。</u></p> <p><u>(雇用促進奨励金の交付)</u></p>
<p>第11条 削除</p>	<p>第11条 <u>市長は、指定事業者が新規常用雇用従業員を雇用基準日から起算して1年以上継続して雇用しているときは、雇用促進奨励金を交付する。</u></p> <p>2 <u>雇用促進奨励金の額は、新規常用雇用従業員の数に30万円を乗じて得た額とする。ただし、年額300万円を限度とする。</u></p> <p>3 <u>雇用促進奨励金は、新規常用雇用従業員を2年以上継続して雇用した場合は、2年間交付する。</u></p>

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第5条第2項の規定による指定を受けた事業者の奨励措置については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第5条第2項の規定による指定を受けた事業者の奨励措置については、なお従前の例による。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市産業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定の申請を行う事業者について適用し、同日前に指定の申請を行った事業者については、なお従前の例による。